

居宅介護支援事業 重要事項説明書

[令和6年04月01日改訂]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (045-935-1477) (月～金曜日 09:00～17:30)
担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 _____

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	有限会社 あゆみ
所在地	横浜市緑区台村町 296-1 緑センターⅢ 101
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 1473300901 号)
サービスを提供地域	横浜市 緑区 旭区 保土ヶ谷区 港北区 青葉区

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 4名以上

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時30分まで。(土日祝日と12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容は、全ての方が閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

[基本利用料]

要介護1・2 12,076 円 要介護3・4・5 15,690 円

[加算]

初回加算 1ヶ月につき 3,336 円 退院・退所加算 1回につき 5,004 円

入院時情報連携加算 (I) (II) 1ヶ月につきそれぞれ 2,780 円 2,224 円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 3,591 円

※ 看取り期におけるサービス対応に至るまでの相談・調整実施について、サービス提供を行うことができなかつた時も基本利用料を請求することができます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

苦情相談窓口	電話番号 FAX メール 担当者（管理者） 受付時間	045-935-1477 045-938-5977 平日午前9時～午後5時
--------	--	---

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

（各区役所受付時間は、平日午前9時～午後5時15分になります。）

緑区役所 高齢障害支援課	電話番号 FAX	045-930-2315 045-930-2310
旭区役所 高齢障害支援課	電話番号 FAX	045-954-6061 045-955-2675
港北区役所 高齢障害支援課	電話番号 FAX	045-540-2325 045-540-2396
保土ヶ谷区役所 高齢障害支援課	電話番号 FAX	045-334-6394 045-334-6393
青葉区役所 高齢障害支援課	電話番号 FAX	045-978-2479 045-978-2427

横浜市介護事業指導課	電話番号 受付時間	045-671-2356 平日 8:45～17:15
------------	--------------	-------------------------------

神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号 受付時間	045-329-3447 平日 8:30～17:15
-----------------	--------------	-------------------------------

6. 当法人の概要

法人種別・名称 有限会社 あゆみ

社員数 8名以上（正社員のみ）

設立 平成17年4月

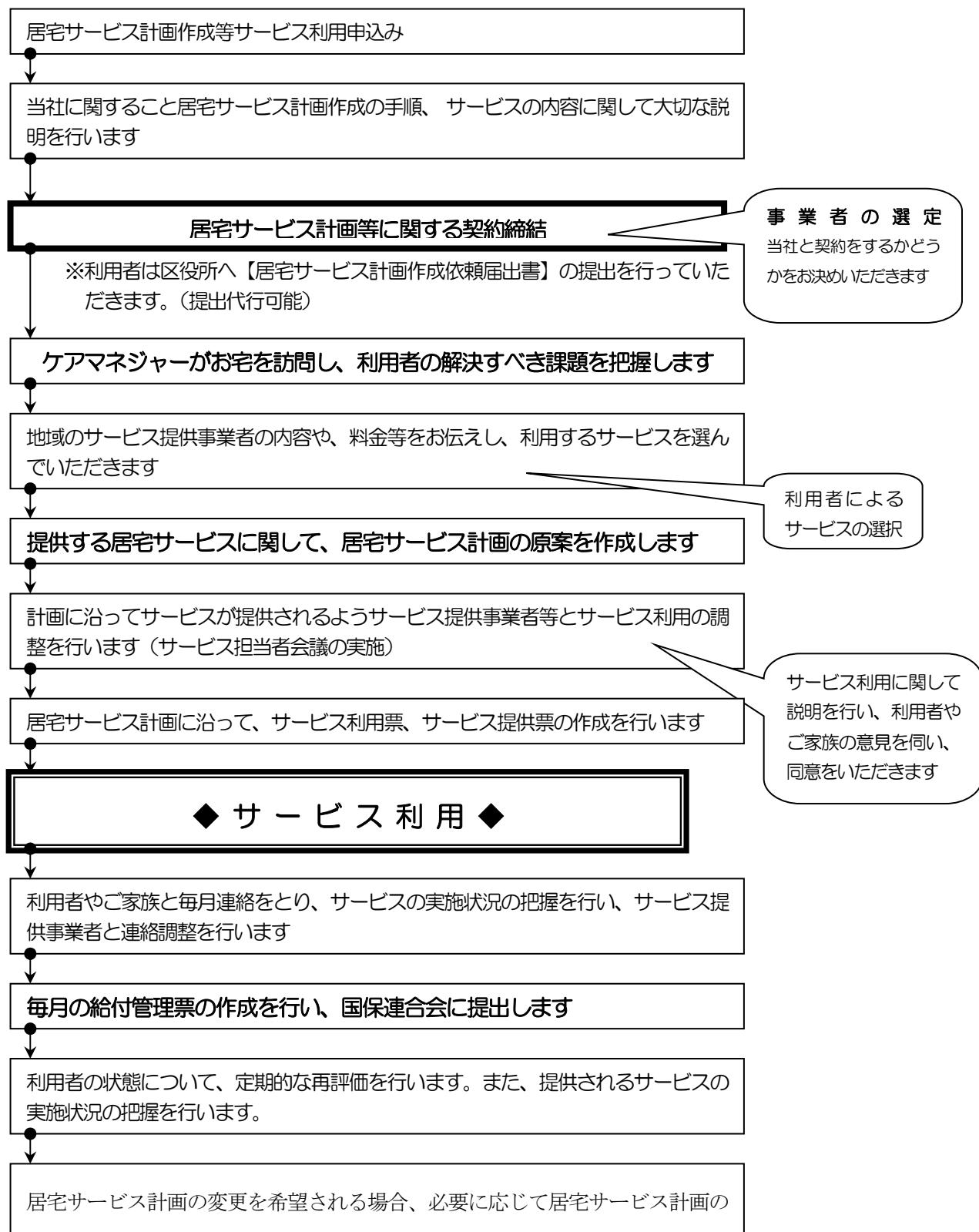
所在地・電話

電話 045-935-1477

事業内容 居宅介護支援事業、訪問介護事業、

(付属別紙1)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙2)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙3)

1. 虐待の防止について

事業者はご利用者等の人権擁護や虐待防止のために、次に掲げる通り必要な取り組みを行います。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止管理責任者	
-----------	--

- (2) 成年後見人制度利用の支援を行います。

- (3) 苦情解決のための連絡体制を作っています。

- (4) 全職員に対し、虐待防止意識の啓発に向けた研修を実施しています。

2. 事故や災害発生時の対応について

居宅介護支援のサービス実施により、事故が発生した場合は速やかにご家族や関係市区町村に連絡を行うとともに、ご利用者の身体や財産を保護するよう努めます。また、その際に事業所担当者の責に帰する損害が生じた場合は、誠実に補償いたします。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

また、本書面の写しを令和 年 月 日交付いたしました。

事業者 所在地 横浜市緑区台村町 296-1
 緑センタ・III 101
名 称 あゆみ
管理者

説明者 _____

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。
また、本書面の写しを令和 年 月 日受け取りました。

(利用者)

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

本人との関係